

○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

	(昭和57年	2月23日	奈良県告示第778号)
改正	昭和63年	3月11日	告示第602号
	平成2年	2月27日	告示第593号
	平成6年	4月1日	告示第2号
	平成8年	3月1日	告示第509号
	平成16年	7月27日	告示第236号
	平成17年	3月29日	告示第616号
	平成17年	9月22日	告示第328号
	平成24年	3月30日	告示第575号
	平成24年	5月15日	告示第65号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）を1のとおり指定し、法第四条の規定により、当該規制地域における特定悪臭物質の種類ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）を2のとおり定め、昭和57年4月1日から施行する。

1 規制地域

平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町

2 規制基準

1 法第4条第1項第1号の規制基準

規制地域の区分		一般地域	順応地域	その他の地域
特定悪臭物質の種類				
アンモニア	ppm	1	2	5
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.004	0.01
硫化水素	ppm	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	ppm	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	ppm	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	0.03	0.08

イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド	ppm	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	ppm	0.9	4	20
酢酸エチル	ppm	3	7	20
メチルイソブチルケトン	ppm	1	3	6
トルエン	ppm	10	30	60
スチレン	ppm	0.4	0.8	2
キシレン	ppm	1	2	5
プロピオン酸	ppm	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	ppm	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	ppm	0.001	0.004	0.01

備考

- (1) 一般地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域をいう。
- (2) 順応地域とは、一般地域及びその他の地域以外の地域をいう。
- (3) その他の地域とは、一般地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。

2 法第4条第1項第2号の規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに1に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に規定する方法により算出して得た流量

3 法第4条第1項第3号の規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、及び二硫化メチルに限る。）の種類ごとに1に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度。ただし、メチルメルカプタンに係る規制基準となる排水中の濃度は、この方法により算出した値が1Lにつき0.002mg未満である場合については、1Lにつき0.002mgとする。